

議第45号

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例

京都市市営墓地条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市宝塔寺山墓地の項を次のように改める。

京 都 市 宝 塔 寺 山 墓 地	京都市伏見区深草宝塔寺山町
京 都 市 深 草 墓 地	京都市伏見区深草石峰寺山町

別表第2 京都市宝塔寺山墓地の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 深 草 墓 地	1,000,000	800,000	600,000	400,000
---------------	-----------	---------	---------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市深草墓地を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市深草墓地を設置する必要があるので提案する。